

令和3年度 神戸市指導監査基準【母子生活支援施設】

| | |
|--------|---|
| 着 眼 点 | 最低基準（厚生労働省令）をはじめ、関係法令、通達等に基づき実施する指導監査の範囲及び主な観点を示しています。 |
| 根拠法令等 | 着眼点ごとに、最低基準等の関係根拠法令、通達及びその説明内容を示しています。 |
| 指導監査基準 | 着眼点ごとに、不備、不適正等が認められる場合に、その指導を行う内容の基準を示しています。 |
| 区 分 | 不備・不適正等の状況は多種多様であるため、特に適正な法人運営、施設運営及び利用者処遇を確保する観点から、以下のとおり、是正・改善等を指摘、指導する際の標準的な区分を設定しています。 |
| 【C】 | <p>是正の報告を要する事項（重要事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低基準等関係法令・通達等に抵触しており、不備・不適合の状況や利用者処遇・施設運営等への支障又は支障となるおそれが著しい事項。 ・改善の報告を要する事項で、改善報告の内容が履行されないもの。 <p>※文書により指摘内容を通知し、法人又は施設の是正状況あるいはその計画についての実施期日又は実施予定日、是正の内容等を具体的かつ明確に記載した文書（是正報告書）の報告を求めます。</p> |
| 【B】 | <p>改善の報告を要する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低基準等関係法令・通達等に抵触しており、不備・不適合の状況や利用者処遇・施設運営等への支障又は支障となるおそれがある事項。 ・周知期間が十分経過していない最低基準等関係法令・通達に係る改正事項で、重大な支障を生じていないもの。 <p>※文書により指摘内容を通知し、法人又は施設の改善状況あるいはその計画についての実施期日又は実施予定日、改善の内容等を具体的かつ明確に記載した文書（改善報告書）の報告を求めます。</p> |
| 【A】 | <p>指導・助言する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低基準その他根拠法令等に抵触しているが、その程度が軽微であるか、改善が見込まれるため、指導を行う事項。 ・施設運営管理や利用者への処遇に資するものと考えられる事項についての助言。「助言」と明示します。（状況・内容により、実地において口頭で指導を行う場合があります。） <p>※法人又は施設において、自主的な是正・改善措置をとることを指導するもので、報告書の提出は求めませんが、次回監査時に改善されていなければ、B又はC指摘する場合があります（「助言」を除く。）。</p> |

* 不備・不適合な事項について、文書による指摘を受けるまでに自主的に改善を進めている事案については、評価区分を1～2区分より軽易な事項として取り扱う場合があります。

根拠法令、通知等（母子生活支援施設）

| 省略標記 | 正式名称 | | 公布年月日 |
|----------|---------------------|---------------|-------------|
| 児童福祉法 | 児童福祉法 | 昭和22年法律第164号 | 昭和22年12月12日 |
| 児童設備運営基準 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 昭和23年厚生省令第63号 | 昭和23年12月29日 |
| 児童虐待防止法 | 児童虐待の防止等に関する法律 | 平成12年法律第82号 | 平成12年5月24日 |

| | | | |
|---------------------|---------------------------------|--|------------|
| 児福行政指導監査実施通知 | 児童福祉行政指導監査の実施について | 児発第471号 | 平成12年4月25日 |
| 児童養護施設等適切な処遇の確保通知 | 児童養護施設等における適切な処遇の確保について | 児家第28号 | 平成9年12月8日 |
| 児童養護施設等入所者の自立支援計画通知 | 児童養護施設等における入所者の自立支援計画について | 雇児福発第0810001号 | 平成17年8月10日 |
| 児童施設内虐待防止通知 | 児童福祉施設における施設内虐待の防止について | 雇児総発第1006001号 | 平成18年10月6日 |
| 懲戒権限濫用禁止通知 | 懲戒に係る権限の濫用禁止について | | 平成10年2月18日 |
| 母子支援施設運営指針 | 母子生活支援施設運営指針 | | 平成24年3月29日 |
| 第三者評価及び自己評価通知 | 社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について | 雇児発0217第6号 社援発0217第44号 | 平成27年2月17日 |
| 社会福祉施設の長通知 | 社会福祉施設の長の資格要件について | 社庶第13号 | 昭和53年2月20日 |
| 児童養護処遇確保通知 | 児童養護施設における適切な処遇の確保について | 児家第28号 | 平成9年12月8日 |
| 児福施設事故防止通知 | 児童福祉施設における事故防止について | 児発第418号 | 昭和46年7月31日 |
| 社会福祉施設感染症等発生時報告通知 | 社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について | 健発第0222002号 薬食発第0222001号 雇児発第0222001号 社援発第0222002号 老発第0222001号 | 平成17年2月22日 |

母子生活支援施設 指導監査基準

| 項目 | 着眼点 | 根拠法令等 | 指導監査基準 | 区分 |
|------------------------------|--|------------------|---|----|
| 1 児童福祉施設の一般原則等 | | | | |
| (1) 人権への配慮と人格の尊重 | 入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して運営しているか。 | 児童設備運営基準第5条1項 | 入所している者の人権の配慮や人格を尊重した運営がされていないので、是正すること。 | C |
| (2) 地域社会との交流及び連携 | 地域社会との交流及び連携を図っているか。 | 児童設備運営基準第5条2項 | 地域社会との交流及び連携を図ること。 | A |
| (3) 保護者及び地域社会への運営内容の説明 | 児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明しているか。 | | 児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明していないので改善すること。 | B |
| (4) 運営内容の自己評価と結果の公表 | その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めているか。 | 児童設備運営基準第5条3項 | 自ら行う業務の質の評価等の取組みに不十分な点があるので、改めること。 | A |
| (5) 設備基準の遵守 | 法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けられているか。 | 児童設備運営基準第5条4項 | それぞれの施設の目的を達成するために必要な設備が不十分な点があるので改善すること。 | B |
| (6) 入所している者の保健衛生、危害防止 | 構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられているか。 | 児童設備運営基準第5条5項 | 採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられていないので改善すること。 | B |
| 2 職員の一般的要件および研修の機会の確保 | | | | |
| (1) 職員の一般的要件 | 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者となっているか。 | 児童設備運営基準第7条 | 保護に関わる職員の人間性、倫理観、児童福祉事業に対する熱意に課題があるので是正すること。 | C |
| (2) 職員の知識及び技術の向上 | 職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めているか。 | 児童設備運営基準第7条の2第1項 | 職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めること。 | A |
| (3) 研修の機会の確保 | 施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しているか。 | 児童設備運営基準第7条の2第2項 | 施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。 | A |
| | | | 職員への研修が計画的に実施されていないので、改めること。 | A |
| 3 平等取扱原則 | | | | |
| 入所した者を平等に取り扱う原則 | 入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしていないか。 | 児童設備運営基準第9条 | 入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いが認められたので是正すること。 | C |

| 項目 | 着眼点 | 根拠法令等 | 指導監査基準 | 区分 |
|-----------------------|--|--|--|----|
| 4 虐待等の禁止 | | | | |
| 虐待防止 | 虐待又は心身に有害な影響を与える以下のような行為を行っているか。 ①被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 ②被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。 ③被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。 ④被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 | 児福法第33条の10及び第33条の11 児童設備運営基準第9条の2及び第9条の3 児童虐待防止法第2条及び第3条 | 児童に対する虐待又は心身に有害な影響を与える行為を行っている等の実態が認められるので是正すること。 | C |
| | | 児童施設内虐待防止通知 懲戒権限濫用禁止通知 児童養護処遇確保通知 | 施設内虐待等の早期発見、予防の取り組みのための体制整備（こどもの意見表明機会確保、情報共有・報告体制等）がなされていないので、是正すること。 | |
| | 人権の擁護及び虐待を防止するための研修を行っているか。 | 児童施設内虐待防止通知 | 少なくとも1年に1回以上、全ての職員を対象として、人権の養護及び児童の虐待の防止に係る研修を実施する等、必要な体制の整備等が図られていないので是正すること。 | C |
| | 児童虐待の早期発見に努めているか。 | 児童虐待防止法第5条1項 児童施設内虐待防止通知 | 職員の人権意識、知識や技術の向上等の取り組み、虐待の未然防止・早期発見に努めていないので是正すること。 | C |
| | 児童及び保護者に対して児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めているか | 児童虐待防止法第5条第3項 児童施設内虐待防止通知 | 児童及び保護者に対して児童虐待の防止のための教育又は啓発が不足しているので是正すること。 | C |
| | 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しているか。 | 児童虐待防止法第6条 児童施設内虐待防止通知 | 児童虐待を受けたと思われる児童を発見したにも関わらず通告しなかったので、是正すること。 | C |
| 関係機関との連絡、連携が図られているか。 | 児童虐待防止法第8条 児童施設内虐待防止通知 | 児童相談所、福祉事務所等関係機関との連携が図られていないので是正すること。 | C | |
| 5 懲戒に係る権限の濫用禁止 | | | | |
| 懲戒に係る権限の濫用禁止 | 児童福祉施設の長は、入所中の児童等に対し、親権を行う場合であって懲戒するとき、懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置をとるとき、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を乱用していないか。 | 児童設備運営基準第9条の3 | 児童を懲戒する際に身体的苦痛を与えたり、人格的辱めを加える等懲戒権の濫用に及ぶ行為があるので、是正すること。 | C |
| | | 児福行政指導監査実施通知「別紙1」-2(2)-第1-1(1) | 施設の規程に懲戒に係る権限の濫用の禁止事項が盛り込まれていないので、是正すること。 | C |
| | | 児福行政指導監査実施通知「別紙1」-2(2)-第1-1(2) | 懲戒に係る権限の濫用防止に向けての取り組みが行われていないので、改善すること。 | B |

母子生活支援施設 指導監査基準

| 項目 | 着眼点 | 根拠法令等 | 指導監査基準 | 区分 |
|-----------------------------|--|-----------------|--|----|
| 6 衛生管理等 | | | | |
| (1) 感染症等への措置 | 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。 | 児童設備運営基準第10条第2項 | 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう是正すること。 | C |
| (2) 入浴等の清潔の維持 | 入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している者を入浴させ、又は清拭しているか。 | 児童設備運営基準第10条第3項 | 清潔を維持することができるよう適切に、入所している者を入浴させ、又は清拭していないので改善すること。 | B |
| (3) 医薬品の管理 | 必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行われているか。 | 児童設備運営基準第10条第4項 | 必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理が適正に行われていないので是正すること。 | C |
| 7 入所した者及び職員の健康診断 | | | | |
| (1) 入所児の健康管理 | 定期健康診断及び臨時の健康診断を実施しているか。 | 児童設備運営基準第12条第1項 | 入所時及び年2回の健康診断が実施されていないので、是正すること。 | C |
| | 健康診断記録が適切に保管されているか。 | | 健康診断記録の整理及び保管に不十分な点があるので、是正すること。 | C |
| (2) 職員の健康診断 | 職員の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払っているか。 | 児童設備運営基準第12条第4項 | 入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払っていないので、改善すること。 | B |
| 8 給付金として支払いを受けた金銭の管理 | | | | |
| 給付金の管理 | 当該児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下「児童に係る金銭」という。）をその他の財産と区分しているか。 | 児童設備運営基準第12条の2 | 児童に係る金銭が他の財産と区分されていないので是正すること。 | C |
| | 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いているか。 | | 児童に係る金銭の使用が、給付の趣旨に沿っていないので是正すること。 | C |
| | 当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させているか。 | | 当該児童が退所しているにも関わらず、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させていないので、是正すること。 | C |
| | 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備されているか。 | | 預り金の通帳、現金と預り金台帳（出納帳）が整備されていないので是正すること。 | C |

母子生活支援施設 指導監査基準

| 項目 | 着眼点 | 根拠法令等 | 指導監査基準 | 区分 |
|------------------|--|--|---|----|
| 9 施設長の資格等 | | | | |
| (7) 母子支援施設の長の資格 | 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 一 医師であつて、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者 二 社会福祉士の資格を有する者 三 母子生活支援施設の職員として3年以上勤務した者 四 都道府県知事（指定都市にあつては指定都市の市長とし、中核市にあつては中核市の市長とする。）が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間 ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間 ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。） | 児童設備運営基準第27条の2第1項 | 施設長の資格を満たしていないので是正すること。 | C |
| | 施設長（管理者）は専任者が確保されているか。 | 社会福祉施設の長通知 | 施設長（管理者）に専任者が確保されていないので改善すること。 | B |
| | 施設長（管理者）がやむなく他の役職を兼務している場合は、施設の運営管理に支障が生じないような体制がとられているか。 | 児福行政指導監査実施通知別紙1 2(1)第2-1-(6) | 施設長（管理者）が兼務をしているが、施設の運営管理に支障が生じているので改善すること。 | B |
| | 施設長は、暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）ではないか。 | | 施設長が暴力団員等に該当するので是正すること。 | C |
| (2) 施設長の研修 | 母子生活支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けているか。 | 児童設備運営基準第27条の2第2項 | 施設長が2年に1回以上、厚生大臣が指定する者が行う研修を受けていないので是正すること。 | C |
| 10 事故防止対策 | | | | |
| (1) 事故防止対策について | 事故発生防止のためにヒヤリハット事例を報告、分析し防止対策を策定しているか。 | 児童養護処遇確保通知二 社福施設感染症等発生時報告通知 児福施設事故防止通知 | 事故発生防止の取組みが不十分なので是正すること。 | C |
| | 事故防止マニュアルを策定しているか。 | | | |

母子生活支援施設 指導監査基準

| 項目 | 着眼点 | 根拠法令等 | 指導監査基準 | 区分 |
|-------------------------|--|--|--|----|
| (2) 事故発生時の対応 | 施設で想定される事故について、事故発生時の対応マニュアルを策定し、職員に周知しているか。 | 児童養護処遇確保通知二 社福施設感染症等発生時報告通知 児福施設事故防止通知 | 事故発生を想定した対応マニュアルを作成し職員に周知すること。 | B |
| | 事故が発生した場合は、速やかに事業所管課等関係機関、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じているか。 | | 事故が発生した場合には、速やかに入所者の家族等に連絡するとともに、施設所管課に事故報告を行うこと。 | C |
| | 事故が発生した場合は、事故の状況及び対応等を正確に記録し、再発防止策の策定等に活用しているか。 | | 事故の状況及びその対応等に関する記録簿を整備すること。 | B |
| | 発生した事故の態様に応じた、再発防止策を策定しているか。 | | 事故の原因を解明し、事故の再発防止のための対策を講じること。 | B |
| | 賠償すべき事故が発生した場合に備えて、損害賠償保険への加入等必要な措置を講じているか。 | | 賠償すべき事故が発生した場合に備えて、損害賠償保険への加入等必要な措置を講じること。 | B |
| 11 母子生活支援施設の設備基準 | | | | |
| (1) 設備の基準 | 母子室、集会、学習等を行う室及び相談室を設けているか。 | 児童設備運営基準第26条第1項 | 母子生活支援施設に必要な母子室、集会、学習室がないので、是正すること。 | C |
| (2) 母子室 | 調理施設、浴室及び便所を設け、一世帯につき一室以上としているか。 | 児童設備運営基準第26条第2項 | 母子室の設備が不十分なので、是正すること。 | C |
| | 母子室の面積は、30㎡以上あるか。 | | 母子室が面積要件を満たしていないので、是正すること。 | C |
| (3) 静養室、医務室 | 乳幼児30人未満を入所させる場合には静養室を、乳幼児30人以上を入所させる場合には、医務室及び静養室を設けているか。 | 児童設備運営基準第26条 | 医務室、静養室を設けていないので、是正すること。 | C |
| (4) 保育所に準ずる施設 | 乳幼児を入所させ、付近にある保育所等が利用できない等必要があるときは、保育所に準ずる施設を設けているか。 | 児童設備運営基準第26条及び第30条第1項 | 保育所に準ずる施設を設けていないので、是正すること。 | C |
| 12 母子生活支援施設の職員配置 | | | | |
| (1) 職員配置 | 母子生活支援施設には、母子支援員（母子生活支援施設において母子の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）、嘱託医、少年を指導する職員及び調理員又はこれに代わるべき者を置いているか。 | 児童設備運営基準第27条第1項 | 母子支援員、嘱託医、少年を指導する職員及び調理員又はこれに代わるべき者を置いていないので、是正すること。 | C |
| (2) 母子支援員の配置 | 母子10世帯以上20世帯未満を入所させる施設には2人以上、20世帯以上を入所させる施設には3人以上の母子支援員を置いているか。 | 児童設備運営基準第27条第5項 | 児童指導員及び保育士が配置基準を満たしていないので、是正すること。 | C |

母子生活支援施設 指導監査基準

| 項目 | 着眼点 | 根拠法令等 | 指導監査基準 | 区分 |
|-----------------|---|---|---|----|
| (3) 母子支援員の資格 | 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であるか。 一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 二 保育士（特区法第12条の4第5項に規定する事業実施区域内にある母子生活支援施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。第30条第2項において同じ。）の資格を有する者 三 社会福祉士の資格を有する者 四 精神保健福祉士の資格を有する者 五 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの | 児童設備運営基準第28条 | 母子支援員の資格を満たしていないので是正すること。 | C |
| (4) 少年を指導する職員 | 母子世帯20世帯以上を入所させる施設には2人以上の少年を指導する職員を置いているか。 | 児童設備運営基準第27条第6項 | 少年を指導する職員が配置基準を満たしていないので、是正すること。 | C |
| (5) 心理療法担当職員の配置 | 心理療法を行う必要があると認められる母子10人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置いているか。 | 児童設備運営基準第27条第2項 | 心理療法担当職員を配置していないので是正すること。 | C |
| (6) 心理療法担当職員の資格 | 心理療法担当職員は、必要課程を修了した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者を置いているか。 | 児童設備運営基準第27条第3項 | 心理療法担当職員が資格基準を満たしていないので是正すること。 | C |
| 13 生活支援 | | | | |
| 生活支援 | 母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ、親子関係の再構築及び退所後の生活の安定が図れるよう、個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言及び指導並びに関係機関との連絡調整を行う等の支援により、その自立の促進を目的とし、かつ、その私生活を尊重して行っているか。 | 母子生活支援施設運営指針 | 必要に応じ関係機関との連携が図られていないので、是正すること。 | C |
| | | | 地域社会への参加・交流が不十分であるので改善すること。 | B |
| | | | 就労・家庭生活・子どもの養育に関する相談・助言等が行われていないので、是正すること。 | C |
| | | 児童養護施設等入所者の自立支援計画通知 | 学校、福祉事務所等関係機関との連携が図られていないので、是正すること。 | C |
| | | 児福行政指導監査実施通知 「別紙1」-2(1)-第1 児童設備運営基準第29条 | 入所にあたり、母親と子供それぞれの生活課題・ニーズを把握し、生活の安定・精神的な安定に向けた支援を行うことが不十分なので改善すること。 | B |
| | | 児福行政指導監査実施通知 「別紙1」-2(1)-第2-1(11) | 施設が有する機能を、地域に開放・提供する取り組みに不十分な点がみられるので改善すること。 | B |
| | | 児福行政指導監査実施通知 「別紙1」-2(1)-第1-1(8) | レクリエーションの実施等の余暇指導が適切になされていないので、改善すること。 | B |

母子生活支援施設 指導監査基準

| 項目 | 着眼点 | 根拠法令等 | 指導監査基準 | 区分 |
|---------------------|--|--|--|--------|
| 14 自立支援計画の策定 | | | | |
| 自立支援計画 | 入所母子に対して計画的な自立支援を行うため、個別の自立支援計画が適切に策定されているか。 | 児童養護施設等入所者の自立支援計画通知 児福行政指導監査実施通知 「別紙1」-2(1)-第1-1-(1)ア | 自立支援計画が、母子家庭の自立支援の観点に立ち、母子自身の意見・意向を踏まえ、福祉事務所・学校・児童相談所等関係機関と連携した上で策定されていないので、是正すること。 | C |
| | | 児童設備運営基準第29条の2 | 自立支援計画の策定の内容に不十分な点があるので、改善すること。 | B |
| | | 母子支援施設運営指針 | 自立支援計画について、関係機関と協議の上での定期的な再評価が行われていないので、是正すること。 就労、家庭生活、子どもの養育に関する相談及び助言等について、退所後の継続的な支援が行なわれていないので、改善すること。 | C B |
| 15 業務の質の評価等 | | | | |
| 業務の質の評価 | 各施設は自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図っているか。 | 児童設備運営基準第29条の3 | 自ら行う業務の質の評価等を行う取組みに不十分な点があるので、改善すること。 | B |
| | | 第三者評価及び自己評価通知 | 定期的（3年に1回以上）な第三者評価の受審及び評価結果の公表が行えていないので是正すること。 | C |
| 16 関係機関との連携 | | | | |
| 関係機関との連携 | 児童の支援等について、児童の保護者等及び関係機関（児童相談所・福祉事務所等）との連絡調整が図られているか。 | 児童設備運営基準第31条 児福行政指導監査実施通知 「別紙1」-2-(2)-第1 児童施設内虐待防止通知 | 必要に応じ関係機関との連携が図られていないので、是正すること。 | C |
| | | 母子支援施設運営指針 | 入所にあたり、母親と子供それぞれの生活課題・ニーズを把握し、生活の安定・精神的な安定に向けた支援を行うことが不十分なので改善すること。 | B |